

## 第1章 計画の目的と性格

---

# 第1章 計画の目的と性格

## 1 計画の背景と目的

本区では、平成18年7月に策定した「台東区住宅マスタープラン」に基づき住宅施策に取り組んできました。

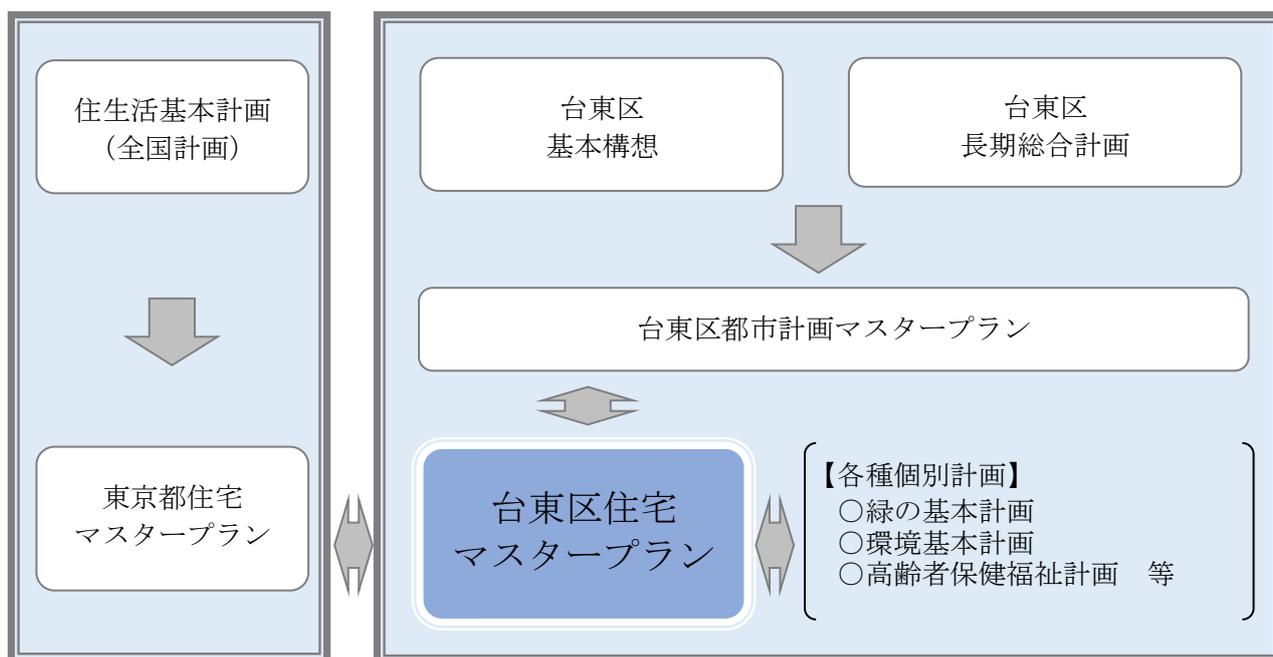
その間、国では、8期にわたる住宅建設五箇年計画が平成17年度をもって終了し、その根拠法であった住宅建設計画法が廃止されるとともに、住生活基本法が制定され、同法に基づく住生活基本計画（全国計画）が策定されました。この計画の下で、それまでの住宅供給量の確保に主眼をおいた施策から、国民の住生活の質の向上への政策転換が進められ、また平成23年には、既存住宅の更なる活用、高齢者や子育て世帯の暮らしを支えるサービスなどソフト面の充実による住生活の向上、住宅ストックの管理・再生対策の推進のため、住生活基本計画（全国計画）の見直しが行われました。

また東京都においても、住生活基本計画（全国計画）を受け、平成18年度にそれまでの住宅マスタープランを改定し、市場の活用や住宅ストックの活用を重視する従来からの視点に加え、住まいの安全・安心の確保と世代を超えて住み継がれる住宅まちづくりを重視した住宅政策を打ち出し、さらに平成24年には、“首都・東京にふさわしい高度な防災機能を備えた居住の実現”を目指して計画の見直しが行われました。

そのため、本区においても、平成25年度に実施した「台東区住宅マスタープラン基礎調査」の結果を踏まえ、社会経済情勢、区の住宅・住環境に関わる上位関連計画及び国・東京都における住宅施策の動向等との整合を図りつつ、区の特性に応じた体系的かつ総合的な住宅施策を展開する上での新たな基本計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「台東区基本構想」及び「台東区長期総合計画」を踏まえ、区の住宅政策に関する総合的かつ基本的な計画となるものであり、都市計画に関する基本指針を定めた「台東区都市計画マスタープラン」に即しつつ、各種個別計画との整合を図り、相互に補完し合いながら住宅政策の目標を実現するための計画として位置づけます。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

